

Ⅲ 平成21年度要求のポイント

1. 地域の活性化に向けた取組の推進

「地域の元気は日本の活力の源である」という認識のもと、地域の活性化に向けた取組を推進することが必要である。このため、地方の創意工夫をいかし、地域の実情に応じた多様なまちづくり等への支援の充実、強化を図る。

新規要求事項等

(1) 地域の実情に応じた多様なまちづくりへの支援

○ 市街地再開発事業における補助金の算定方式の見直し (P. 7)

身の丈再開発など地域の課題に的確に対応した市街地再開発事業が推進されるよう、補助金の算定方式を次の通り見直す。

- ・ 地域の床需要等を考慮した身の丈にあった合理的な計画に誘導するため、施設建築物に対する補助金の算定方式を見直す。
- ・ 密集市街地等の解消を図るため、密集市街地等における土地整備費等（補償費を含む。）に対する補助金の算定方式を見直す。
- ・ 市街地環境に配慮した計画に誘導するため、施設建築物に対する補助金の算定方式を見直す。

○ 都市再開発支援事業・市街地総合再生事業の拡充 (P. 9, P. 10)

市街地再開発事業等の事業期間が長期化している現状を踏まえ、計画コーディネート業務の補助対象期間について、最初の交付決定があった年度から10年間を限度に延長する（現行：5年間を限度）。

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 (P. 12)

中心市街地に公益施設や居住施設等の都市機能の集積を強力に推進することにより、中心市街地活性化のさらなる促進を図るため、地方都市における敷地面積要件の緩和、民間主体に対する支援強化、既存建築物を含めた施設購入方式の導入等を行う。

(2) 街なか居住の推進

○ 街なか居住再生ファンドの拡充 (P. 17)

- ・ 地方都市における住宅整備事業等に係る資金調達の一層の円滑化を図るため地方公共団体の援要件を適用除外とする。
- ・ 街なか居住再生ファンドの出資対象事業に、SPCが地域金融機関からノンリコースローン債権を買い取り、証券化する事業を追加する。

2. 安全・安心なまちづくりの推進

アスベスト対策及び耐震改修を総合的かつ効率的に促進するため、一体的な支援制度として「住宅・建築物安全ストック形成事業」の創設を行うほか、安全な住宅市街地形成のための狭あい道路の拡幅に対する補助制度の創設、老朽化マンションの再生を促進するための支援の強化等を行う。

新規要求事項等

(1) 住宅・建築物の安全性の確保

- 住宅・建築物安全ストック形成事業の創設 (P. 20)
 - ・ 既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、それぞれ個別に実施してきたアスベスト改修事業及び耐震改修事業を廃止し、一体的な制度として住宅・建築物安全ストック形成事業を創設し、安全性に問題のある住宅・建築物の調査・設計・改修等への支援を行う。

(2) 安全な市街地形成のための狭あい道路の解消の促進

- 狭あい道路情報の整備 (P. 21)
 - ・ 安全な住宅市街地の形成、建築確認や不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化のため、地方公共団体が実施する狭あい道路の調査・測量、道路のデータベースの構築・運営、安全性を確保する必要性の高い箇所におけるセットバック後の舗装費用等、狭あい道路の解消を促進するための補助制度を創設する。

(3) 安全な住宅・建築物の整備

- 優良建築物等整備事業の拡充 (P. 15)
 - ・ 老朽化マンションのスラム化を防止し、良好な居住環境の確保を図るため、バリアフリー化、耐震化等の居住ニーズにあったストックへ再生するための支援を行う。
 - ・ 阪神・淡路大震災の復興関連事業について、非常災害時補助率（2/5）の適用期限を平成22年3月31日まで延長する。
- 民間再開発促進基金の拡充 (P. 19)
 - ・ 建替えや改修等のマンション再生を行う組合等の資金調達を円滑化するため、民間再開発促進基金によるマンション再生に係る債務保証の対象地域を全国に拡充する他、戸数要件や面積要件の緩和を行う。